

「災害情報の伝達に関する協定」の締結 —Jアラート情報の伝達の多重化・多様化—

国民保護室

1 はじめに

本年6月に消防庁は、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）で配信する情報等について、国民に広く提供することを目的として、消防庁と一般財団法人マルチメディア振興センターとの間及び消防庁と一般社団法人共同通信社との間において、それぞれ「災害情報の伝達に関する協定」を締結した。これらの協定は、消防庁が災害情報の伝達に関して他機関との間で締結する初めてのものであり、ここでは、当該協定締結に至った経緯、災害情報伝達における今後の方向性について解説することとしたい。

2 経緯

（1）全国瞬時警報システム業務規程の改正

Jアラートとは、弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を經由）から送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムであり、「全国瞬時警報システム業務規程（以下「業務規程」という。）」により、その運用並びに消防庁及び情報受信機関の責務等に関し必要な事項が規定されている。

業務規程第2条によれば、「情報受信機関」とは、第4条の規定に基づき消防庁から送信された情報の受信を行うことができる機関であり、昨年11月に業務規程を改正するまでは、①地方公共団体（地方自治法第1条の3第2項に規定する普通地方公共団体、同条第3項に規定する特別区及び同項に規定する組合のうち消防に関す

る事務を処理するものに限る。）、②指定行政機関（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第2条第4号に規定する指定行政機関をいう。）、③指定地方行政機関（事態対処法第2条第5号に規定する指定地方行政機関をいう。）、④その他消防庁国民保護運用室長が認める国の機関及び⑤指定公共機関（事態対処法第2条第6号に規定する指定公共機関をいう。）または指定地方公共機関（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第2項に規定する指定地方公共機関をいう。）であって、別に定めるところにより、消防庁国民保護運用室長が認めるものといった限られた機関のみが情報受信機関として認められていた。そのように情報受信機関を限定していた理由としては、それらの機関であれば、弾道ミサイル情報や航空攻撃情報等の国民保護情報や緊急地震速報や大津波警報等の気象情報等の緊急情報を迅速かつ確実に住民等へ伝達する公的な責任を果たすと考えられたためである。

しかし、東日本大震災、北朝鮮によるミサイル発射事案等により、災害時におけるより迅速かつ確実な住民等への情報伝達体制の構築が急務とされ、災害情報伝達の多重化・多様化が求められるに至った。また、業務規程上情報受信機関として規定されていない機関であるが、Jアラートによる緊急情報の伝達を行い、災害情報の迅速な伝達に寄与したいという要望が多く出された。具体的には、指定地方公共機関に指定されていない情報伝達を主な業務とする法人、報道機関、コミュニティ放送等によりJアラートによる情報伝達に関する要望が出されたところである。

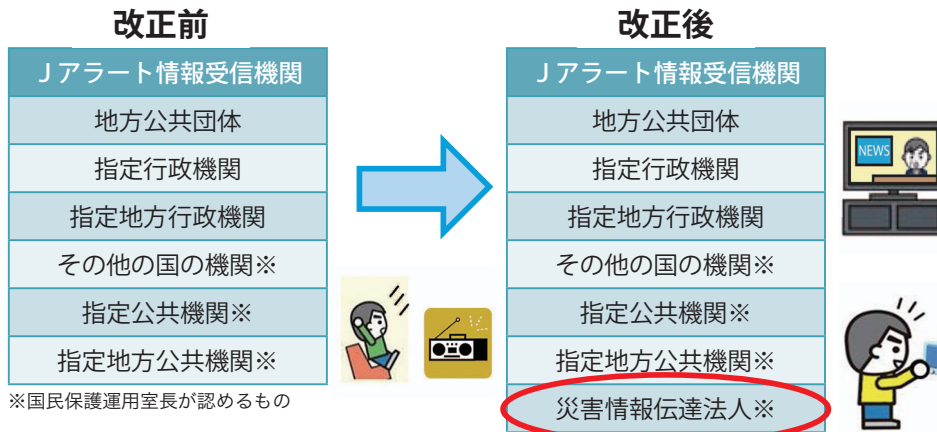
その要望を踏まえて、消防庁に設置しているシステムの送信・処理能力を考慮する必要があるが、その能



資料1

Jアラート業務規程改正の概要

Jアラートの情報受信機関となる団体は、業務規程定において限定的に定められているが、昨年11月、情報受信機関の拡大に伴う業務規程の改正が行われた。
 今回の改正において、住民に対する災害情報伝達について公的役割を担う法人（災害情報伝達法人）が情報受信機関として追加された。



災害情報伝達法人になるための手続き

災害情報伝達法人として認められるためには、まず、①確認手続きを経て情報受信機関として認められることが必要であり、その後、②業務規程に基づき登録手続きを行う必要がある。

力の範囲内であり、かつ、本来の目的通り、住民等に対して災害情報を伝達する公的な責務を担う団体であれば、Jアラートの情報受信機関となることを認める方向で業務規程を改正することとした。この改正により、新たに、住民に対する災害情報の伝達に関する公的役割を有する法人を「災害情報伝達法人」とし、その災害情報伝達法人が情報受信機関として認められるためには、まず「指定公共機関及び指定地方公共機関等の情報受信機関であることの確認手続について（以下「確認手続という。」）」に基づき、情報受信機関としての確認を経た後、業務規程に基づき登録手続きを行う必要がある（資料1参照）。

具体的には、まず確認手続に基づき、指定公共機関または指定地方公共機関が情報受信機関として認められるために必要な書類（当該指定公共機関等の概要に関する書類、Jアラートの受信設備及びそれに接続するシステムの構成並びに情報セキュリティ対策に関する書類、業務規程第4条の規定に基づき消防庁から送信された情報の活用方法を示す書類、緊急時の連絡体制を示す書類等）に加え、住民に対する災害情報の伝達に関する公的役割を有することを示す法令、国又は地方公共団体の計画、

国又は地方公共団体と当該法人との協定等及び当該役割を果たすための実施計画等を消防庁へ提出し、審査を受ける必要がある。

住民に対する災害情報の伝達に関する公的役割を有することを示すものの例として、例えば、コミュニティ放送であれば、コミュニティ放送としての免許を申請し認められた場合は、放送法（昭和25年5月2日法律第132号）第108条に基づき災害

の場合の放送を努めなければならないという努力義務が課せられる。この場合は、コミュニティ放送として認められた場合は、必然的に災害情報の伝達の公的な役割があると考えられるため、確認手続の際には、災害情報の伝達の公的な役割を果たすための実施計画として、コミュニティ放送免許申請時に提出する災害放送に関する事項（災害放送の実施体制（責任者、連絡系統、要員等））を提出することで公的な役割を果たすことが確認されることとなる。

また、地域防災計画において、災害情報伝達法人と連携して災害時に災害情報を伝達することが記載されている、または国もしくは地方公共団体と災害情報伝達法人の間で災害情報の伝達に関して協定を締結している等、住民に対する災害情報の伝達に関する公的な役割を有することが何らか形で担保することが可能である場合は、その関連資料及び当該役割を果たすための実施計画等を提出し、審査を受けることとなる。

そして、確認手続により情報受信機関として認められた場合、業務規程に基づき、情報受信機関としての登録手続きを行い、その後Jアラートの受信機運用が可能となる。

(2) 協定締結の経緯

昨年11月の業務規程改正後、一般財団法人マルチメディア振興センター及び共同通信社よりそれぞれからJアラートによる情報伝達に関する要望があった。しかし、両者とも、災害情報の伝達に関して放送法等の法律上の努力義務等が課せられておらず、地域防災計画にも災害情報伝達に関連した記述等がなかったため、それぞれ国(消防庁)と協定を締結することで、災害情報伝達に関する公的な役割を担うこととなったものである。

具体的には、一般財団法人マルチメディア振興センターに関しては、当該協定において、「消防庁を経由して災害に関する情報の提供を受け、これらの情報を公共情報コモンズのサービスにより当該情報の受信を希望する放送事業者その他の当該サービス利用者に瞬時に伝達し、一般に広く提供すること」が規定されている。また共同通信社に関しては、当該協定において、「消防庁を経由して災害に関する情報の提供を受け、これらの情報を瞬時に放送記事の配信、ウェブサイトへの掲載及び携帯サービスの活用等により、一般に広く提供すること。消防庁は災害発生時の被害状況に関する情報を共同通信に提供し、共同通信がこれらの情報を放送記事の配信、ウェブサイトへの掲載及び携帯サービスの活用等により、一般に広く提供すること。」が規定されている。

今回の協定締結の意義、Jアラートによる情報伝達の活用方法はそれぞれ以下の通りである。

① 一般財団法人マルチメディア振興センター

(i) 協定締結の意義

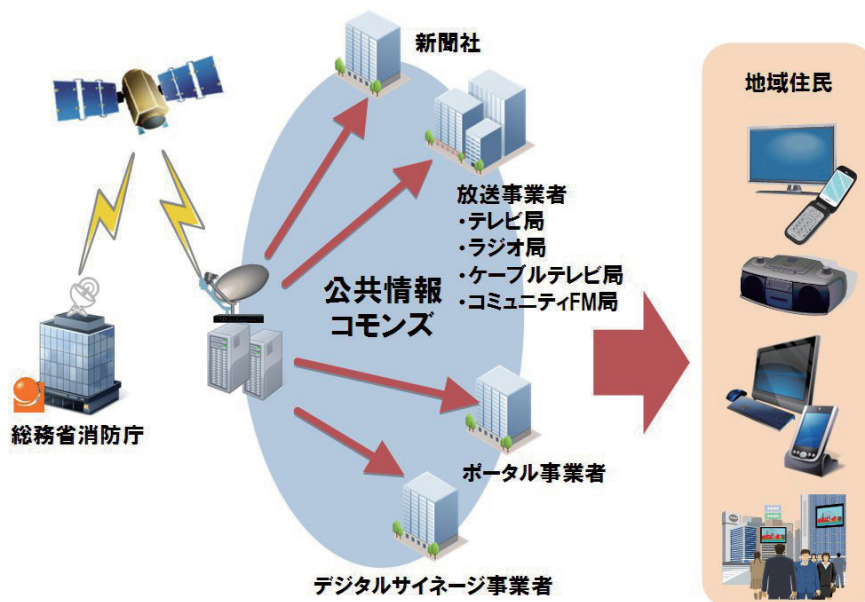
Jアラートを通じて提供される情報(以下「Jアラート情報」という。)について一般財団法人マルチメディア

振興センターで運用する公共情報コモンズを通じて多様なメディアに電子的に配信することが可能になることから、今までJアラート情報を利用しにくかったメディアでもその情報を容易に利用できるようになり、各メディアを通じたJアラート情報の地域住民への情報伝達も一層進むことが期待される。

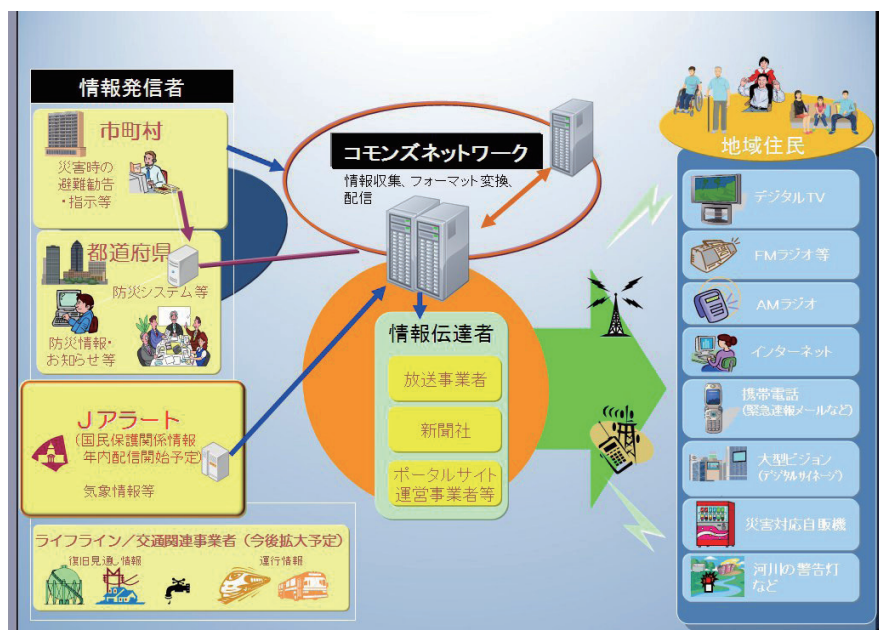
また、既にJアラート情報を受信している地方公共団体やメディアにおいても、公共情報コモンズを

資料2

公共情報コモンズによるJアラート情報の利用イメージ

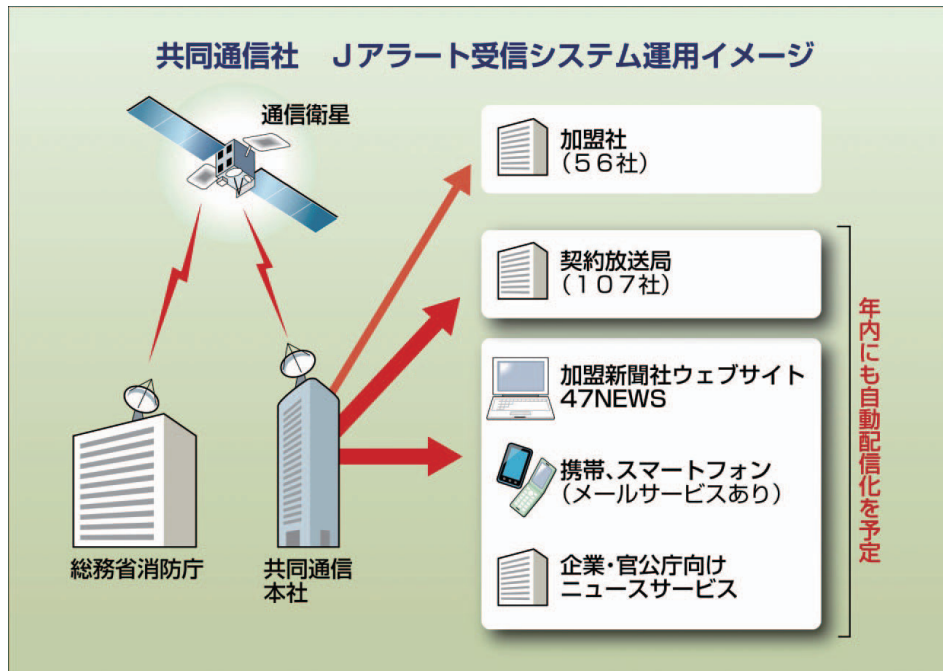


公共情報コモンズのサービス (全体像)



(一般財団法人マルチメディア振興センター 提供)

資料3



(一般社団法人共同通信社 提供)

(ii) 協定締結後の共同通信社による情報伝達の活用方法

本協定締結後の共同通信社によるJアラート受信システムの運用イメージは資料3の通りである。

資料3に示される情報伝達の活用方法のうち、特に放送局や携帯・スマートフォン、ウェブユーザーなどへの配信は即時性が要求されるため、受信から配信までを自動化することが望ましく、受信システム導入後、ただちに自動配信へ向けた配信システムの改修に着手する。自動化までの

通じたJアラート情報の受信が可能になることで、Jアラート情報の受信ルートが二重化されるなどの効果がある。

(ii) 本協定締結後の公共情報コモンズによる情報伝達の活用方法

本協定締結後の公共情報コモンズによるJアラート情報の利用イメージ及び公共情報コモンズのサービスの全体像は資料2の通りである。公共情報コモンズでは、気象関係の情報は、現在、既に気象業務支援センターから直接受信をしており、今回のJアラートとの接続では、国民保護関係の情報を受信し、配信することとしている（なお、公共情報コモンズでは、今回の国民保護関係の情報も含め、サービス利用者へ無償で情報を配信する。）。

② 共同通信社

(i) 協定締結の意義

共同通信社は、基幹業務である国内外の新聞や放送局への情報配信とともに、ウェブサイトや、携帯・スマートフォン、企業・官公庁の広報・危機対応部署向けのニュース配信など多角的なサービスを展開している。今回の協定締結によりJアラートから受信した情報も、今年8月から、こうした機関・ユーザーへ配信し、国民の安全・安心に資する情報の提供に役立つことが期待される。

間は人を介して速報するが、改修に要する時間は数カ月～半年とみており、遅くとも年内には自動配信に切り替えられる見通しである（なお、今回の情報提供に伴い、情報受信者における料金負担は生じない。）。

このほか、Jアラート情報を海外の報道機関にも広く提供することにより、日本の対外発信強化にもつながると考えられる。

3 災害情報伝達の今後の方向性

今回、上記2つの協定を締結したことにより、Jアラートを経由した災害情報伝達をより多様な情報伝達手段を通じて行い、これまで以上に迅速かつ確実な災害情報の伝達が可能となることが期待されることである。

今後、消防庁に設置しているシステムの送信・処理能力範囲内において、災害情報の伝達を公的に担う団体がますます増加し、多様な情報伝達手段を通じてより迅速かつ確実な情報伝達が行われることで、住民の迅速な避難等に寄与し、災害時により多くの生命が守られることに貢献することが望まれる。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部国民保護室
TEL: 03-5253-7550